

トマト加工品の日本農林規格における使用可能な添加物

トマト加工品の日本農林規格（制定 昭和54年10月11日農林省告示第1419号）

トマトミックスジュースの規格 4.2.5 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。

トマトピューレー及びトマトペーストの規格 4.3.4 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

pH調整剤  
炭酸水素ナトリウム又はクエン酸

トマトケチャップの規格 4.4 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

特 級	標 準
香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸及びDL-リンゴ酸 2 調味料 L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸 4 糊料 タマリンドシードガム及びペクチン (それぞれ内容量が1kg以上の製品に使用する場合に限る。) 5 香辛料抽出物

トマトソースの規格 4.5.5 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料  
クエン酸及びDL-リンゴ酸
- 2 調味料  
L-グルタミン酸ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、  
5'-イノシン酸二ナトリウム及びコハク酸二ナトリウム
- 3 糊料  
キサントガム及びタマリンドシードガム
- 4 香辛料抽出物
- 5 形状保持剤  
塩化カルシウム及び乳酸カルシウム

チリソースの規格 4.6.5 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 調味料  
L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム
- 2 香辛料抽出物

固形トマトの規格 4.7.7 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料  
クエン酸及びDL-リンゴ酸
- 2 形状保持剤  
塩化カルシウム及び乳酸カルシウム
- 3 香辛料抽出物

2026.4.1更新

※ 上記以外の添加物の使用を希望する場合は、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会に申し出をする事。申し出があった添加物に関しては、一般社団法人全国トマト工業会が農林水産省等と協議の上、適当と認められた場合は上記の表の改正を行う。